

様式第8号

意見書・再意見書

吹田市長宛

2019年5月7日

住所

氏名

電話番号

(法人にあっては、その主たる事務所の所在地、名称及び代表者氏名)

吹田市開発事業の手續等に関する条例第17条 第1項 第3項 の規定により、次のとおり 説明報告書に対する意見書 見解書に対する再意見書 を提出します。

開発事業の名称		下和大学社会学部設置・新校舎建設工事	
事業区域の位置		吹田市 岸山町2丁目	
予定建築物		<input type="checkbox"/> 共同住宅 <input type="checkbox"/> 戸建住宅 <input checked="" type="checkbox"/> その他 (新校舎建設)	
意見の内容	①	学生が登下校時に今にも道一杯に山住民が通るのく迷惑を受けている。又裏門の ところで喫煙する学生が散見する。後学生の指導を徹底していただく。	
	②	・現在グラントの石川コリが。私家の芝生のメンテナンスに毎日とて来て。費用が 昨今以上に値上がり。メンテナンスの費用が。当新住民に迷惑をかける ない。芝生を撤去することを。夏場には。窓と明け。建物を。新設。改修。申請。許可。	
	③	・以下の社会学部の新校舎設置により。グラントと旧校区の間に。生道。設置に 利用。計画。の。明確。しない。河が。生道。の。活用。を。検討。して。利用。計画。を。原。則。に 原。則。に。校。舎。内。の。生道。の。利用。と。併。用。に。関係。なく。利用。を。原。則。に。検討。して。願。望。を。述べ。て。お。く。	
※受付年月日		H31年3月28日	※受付番号 第30-L-20号
※備考		※受付印 交付 済 本 1.5.7 30-L-20	

- 注
- ※印のある欄は、記入しないでください。
  - のある欄は、該当する□にレ印を記入してください。
  - 意見の内容欄に書き込めないときは、別紙に記載し、添付してください。
  - この意見書・再意見書の内容については、一般の閲覧に供するとともにインターネットにより公表します。

## 見解書

### NO.1-①

学生の指導を徹底して参ります。

また、直ちに対応にあたりますので、誠にお手数をおかけいたしますが、問題事象を発見されましたら大学までご一報をお願いします。

### NO.1-②

建設工事の際、グラウンドの土の素材については十分に考慮しておりますが、状況を観察し、さらに、砂埃が立たない土壌改良を検討しております。

### NO.1-③

大学の敷地内通行につきましては、文部科学省からの指導もあり、安全管理上、通行制限すべきところですが、現行の敷地内通行（平日：AM7:30 前後～20:00 前後、土曜：AM7:30 前後～18:00 前後、大学休校日は原則閉門）は維持の予定です。大学敷地内において事故等があった場合、本学としては責任を負えないことも含めまして、ご理解をお願いします。